

学校法人国際大学役員報酬規程

制定 2014年12月19日
改正 2020年4月1日
改正 2023年4月1日
改正 2023年12月1日
改正 2024年7月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人国際大学寄附行為第35条の3に基づき、役員報酬について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、役員その他、評議員を含むものとする。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行上の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 理事長、常務理事、監事の報酬については、理事会で議決の上、別表1に定める範囲内で、役員に対し報酬等を支払うことができる。

- 2 報酬等の額は、理事会が決定する。
- 3 報酬等の支給の方法は、学校法人国際大学給与規程に準ずる。

(費用等の支給)

第4条 役員等がその職務の執行に当たって負担する費用等についてはこれを支払うものとし、その額は、別表2によるものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に際し必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、2014年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。(私立学校法改正に基づく変更等)

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。(別表1.理事長が必要と認めた場合の役員報酬支給の基準の変更)

附 則

この規程は、2023年12月1日から施行する。(別表1.理事長が必要と認めた場合の役員報酬支給の基準に監事を追加)

附 則

この規程は、2024年7月1日から施行する。(第3条の役員の報酬等について支給の対象を明示的に記述、第4条の一部を変更、別表1の名称変更及び理事長を追加、別表2「役員等及び評議員に対する支払い額」で対面出席者とオンライン出席者を区別し、それぞれに対する支払額の変更、東京都区外での職務遂行に対する日当を規定)

第190回理事会(2025年5月29日開催)において変更がないことを確認した。

別表1 第3条第1項に定める役員報酬支給の基準

対 象	金 額
理事長	月額 1,000,000 円 (年額 12,000,000 円) を上回らない範囲で理事会が定める額
常務理事	月額 800,000 円 (年額 9,600,000 円) を上回らない範囲で理事会が定める額
監事	月額 100,000 円 (年額 1,200,000 円) を上回らない範囲で理事会が定める額

別表2 役員等及び評議員に対する支払い額

対 象	事項・金額	金額
役員等及び評議員 (理事長、常務理事及び教職員を兼ねる者を除く)	東京都区内での職務 (理事会・評議員会出席その他)	<監事を除く> 対面出席者に対し旅費等として15,000円、オンライン出席者に対し日当として10,000円を支給する。
		<監事> 対面出席の場合のみ交通費5,000円を支給する。日当は支給しない。
	国際大学キャンパスでの職務の他、職務の遂行において費用が発生した場合	<監事を除く> 旅費実費に日当10,000円を加えて支給する。
		<監事> 学校法人国際大学旅費規程に基づき支給する。